

高知県環境基本条例

(循環型社会推進課)

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化と環境的視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」が平成8年3月26日公布施行されました。

高知県環境基本条例の特色

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと。
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと。
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置づけたこと。
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置づけたこと。
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置づけたこと。

前文 (抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 (目的)

この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 県の責務

第5条 市町村の責務

第6条 事業者の責務

第7条 県民の責務

第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 環境影響評価の推進

第12条 規則の措置

第13条 助成等の措置

第14条 施設の整備等の推進

第15条 資源の循環的な利用等の促進

第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等

第17条 森林及び緑地の保全等

第18条 農村環境の保全等

第19条 清流の保全

第20条 美しい海及び海岸の保全

第21条 環境美化の促進

第22条 良好な景観の形式

第23条 環境教育及び環境学習の振興等

第24条 民間団体等の自発的な活動の促進

第25条 情報の提供

第26条 調査及び研究の実施等

第27条 監視及び測定等

第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等

第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

第31条 国及び他の地方公共団体との協力等

第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画の 推進

(循環型社会推進課)

高知県環境基本条例第9条に基づき、高知県の環境行政を総合的・計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。

第1章 計画の構想

計画の位置づけ

環境の保全と創造に関する県の総合計画（マスタープラン）

計画の期間

平成9年度（1997年度）～18年度（2006年度）までの10年間

計画の基本理念

- (1) 高知県らしさあふれる環境の保全・創造
- (2) パートナーシップで築く循環型社会
- (3) 地球環境保全の推進

第2章 計画の目標（テーマ）

「つくろう、世界に誇れる土佐の環境
－いま、土佐の環境維新－」

第3章 現況と課題

第4章 環境の保全と創造に関する施策

基本方針

- ① 予防的手法を重視した施策の推進
- ② 長期的展望をもった施策の展開
- ③ 多様な施策手法の有機的連携
- ④ 文化的視点の導入
- ⑤ 中山間地域のもつ環境保全機能の評価
- ⑥ ひとづくりを重視した施策の推進
- ⑦ 数値目標の明確化
- ⑧ 行政自らの率先実行
- ⑨ 県民総参加型の環境行政の実現

施策

自然環境の保全と創造

- すぐれた自然の保全
- 身近な自然の保全
- 生物多様性の保全
- 森林の保全
- 緑の保全と育成
- 美しい海と海岸の保全
- 自然とのふれあいの推進
- 農村環境の保全と創造
- 清らかで豊かな清流の保全

- 環境に配慮した砂利採取及び採石
- 生活環境の保全
- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 騒音・振動の防止
- 土壌・地盤環境の保全
- 公害紛争の適正な処理
- 公害防止体制の整備
- 廃棄物の排出抑制、適正なりサイクルの推進
- エネルギー低消費型社会の形成
- 文化的環境の保全と創造
- 美しい景観の形成
- 歴史的・文化的遺産の保全
- 木の文化県づくりの推進
- 地球環境の保全の推進
- ローカルアジェンダ21高知の推進
- 共通的施策の推進
- 環境影響評価の推進
- 環境教育・環境学習の推進
- 自主的な活動の促進
- 環境情報の整備・提供
- 調査・研究、適正な技術の振興等
- 経済的助成
- 県自らの率先実行

第5章 環境の保全と創造を推進するための県民、事業者等の各主体の参加

県、市町村、事業者、県民、民間団体に期待される役割を明記しています。

第6章 計画の推進

計画の見直し

平成20年度からの次期計画策定に向けて、現在見直し中です。

高知県環境基本計画推進状況

(平成18年3月現在)

【自然環境の保全と創造】

施策方向	項目	目標設定時数値 (基準時点)	目標値	現状値	達成率
1 すぐれた自然の保全	(1) 県立自然公園の県面積に占める割合	4.7% (平成7年度末)	5.0%	4.7%	94.0
2 生物多様性の保全	(2) エコロード事業重点実施路線	1路線 (平成7年度)	5路線	5路線	100.0
3 森林の保全	(3) 複層林の面積	176ha (平成7年度)	2,400ha	498ha	20.8
	(4) 育成天然林の面積	3,186ha (平成7年度)	3,900ha	— (森林改正法により廃止)	—
	(5) 保安林面積	86,176ha (平成7年度末)	97,400ha	105,917ha	108.7
	(6) 保安林の整備	—	4,000ha	14,498ha	362.5
4 緑の保全と育成	(7) 一人当たりの都市公園面積	6.5㎡ (平成7年度末)	7.9㎡	8.7㎡	109.5
	(8) 木の香る道づくり事業による法面緑化	—	30万㎡	52万㎡	173.3
5 農村環境の保全と創造	(9) リサイクルたい肥の生産量	10,487トン (平成7年度末)	11,100トン	51,414トン	463.2
6 清らかで豊かな清流の保全	(10) 清流保全計画策定河川	2河川 (平成7年度)	4河川	4河川	100.0

【生活環境の保全】

施策方向	項目	目標設定時数値 (基準時点)	目標値	現状値	達成率	
7 水環境の保全	(11) 公共用水におけるBOD/CODに係わる環境基準値達成率	約73% (平成7年度)	約85%	88%	103.5	
	(12) 下水道普及率	17% (平成7年度末)	約30%	約28%	93.3	
	(13) 農業集落排水処理施設整備対象人口	1,000人 (平成7年度末)	約30,000人	22,236人	74.1	
	(14) 漁業集落排水処理施設整備対象人口	600人 (平成7年度末)	約3,200人	1,768人	55.3	
	(15) 合併処理浄化槽の設置基数	10,914基 (平成7年度末)	31,000基	36,876基	119.0	
8 廃棄物排出抑制、 適切なリサイクルの推進	(16) ごみの排出量	(県民一人当たり)	942g (平成6年度)	850g	1,057g	80.4
		(総排出量)	28万5千トン (平成6年度)	25万トン	31万3千トン	79.9
	(17) 過剰包装追放推進店	82店 (平成7年度)	150店	423店	282.0	
	(18) ごみのリサイクル率	7.7% (平成6年度)	20%	21.6%	108.0	
	(19) 産業廃棄物の埋立処分量	—	平成4年度ベースの57万8千トンに抑制(予測埋立処分量から約13%削減)	41,430㎡	—	
	(20) 産業廃棄物の最終処分場容量	—	約280万トンの最終処分場の確保	安定型処分場 369,380㎡ 管理型処分場 485㎡	—	

※(16)(18)(19)(20)の現状値は平成16年度の数値

【文化的環境の保全と創造】

施策方向	項目	目標設定時数値 (基準時点)	目標値	現状値	達成率
9 美しい景観の形成	(21) 広告景観形成地区箇所数	0箇所 (平成7年度末)	4箇所	3箇所	75.0
10 木の文化県づくり推進	(22) 環境教育の森の設置箇所	3箇所 (平成7年度末)	18箇所	16箇所	88.9

【共通手的施策の推進】

施策方向	項目	目標設定時数値 (基準時点)	目標値	現状値	達成率
11 環境教育・環境学習の推進	(23) こどもエコクラブの登録数	4クラブ (平成7年度末)	100クラブ	34クラブ	34.0

高知県環境審議会

[297千円] (循環型社会推進課)
[93千円] (清流・環境課)
[225千円] (自然共生課)
[148千円] (食品・衛生課)

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する重要事項等や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議をおこなっています。

【各部会の所掌事務】

部 会 名	所 掌 事 務
総合部会	一 部会の審議に関する総合調整に関すること。 二 環境の保全に関する基本的事項に関すること。 三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること。
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること。
生活環境部会	一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る重要事項に関すること。 二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること。 二 県立自然公園に係る重要事項に関すること。 三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること。
温泉部会	温泉に係る事項に関すること。

【審議会及び各部会の開催実績 (H18年度)】

開催日	会議名	議 題
H19 1.26	環境審議会	(1) 環境審議会正副会長の選出について (2) 部会の編成について (3) 高知県指定希少野生動植物の指定について (4) 高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の策定について (5) 第10次鳥獣保護事業計画の策定について (6) 高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第2期)の策定について (7) 高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(第2期)の策定について (8) 高知県廃棄物処理計画(平成18年度~22年度)について
H18 11.13 H19 1.30	総合部会	高知県環境基本計画の見直しについて
H19 1.26	水環境部会	平成19年度公共用水域の水質測定計画について
H17 3.16 H17 3.27	生活環境部会	高知県廃棄物処理計画(平成18年度~22年度)について
H18 5.24 H18 9.15 H19 1.16	自然環境部会	(1) 高知県希少野生動植物保護の基本方針について (2) 千尋岬鳥獣保護区特別保護地区の再指定について (3) 第9次鳥獣保護事業計画の期間延長について (4) 高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の期間延長について (5) 高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の期間延長について
H18 10.24 H19 1.16	温泉部会	(1) 温泉法第3条の規定による温泉ゆう出目的の土地掘削許可について (2) 温泉法第9条の規定による動力の装置許可について

**環境活動支援センター
えこらぼの活動**

[26,386千円]
(循環型社会推進課)

平成16年度に策定した「循環型社会をめざすためのビジョン」で提案したもののうち、具体的な取組として、県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」が平成18年4月からこうち男女共同参画センター3階に開設されています。

センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」があたり、県の指定を受けて「高知県地球温暖化防止活動推進センター」の業務も含め、平成19年度は次の業務を行いました。

1 環境活動の支援

環境に関する情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、環境活動への助成や活動へのアドバイスなど環境活動を行うグループやNPO団体の活動を支援しました。

(1) 情報発信事業

メールニュースやホームページ等でイベント等の環境に関する情報を紹介しました。

また、平成19年10月20日に「環境活動見本市」を四万十市トンボ公園で開催し、様々な団体の活動を紹介しますと共に、参加者同士の交流を行いました。



環境活動見本市の様子

(2) 環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業

環境活動を始めたい又はこれまでの活動をさらに広げたいステップアップしたいという団体（グループ）への助成を行いました。

平成19年度実績：14団体 2,862千円
(平成19年12月31日現在)

2 環境学習の推進

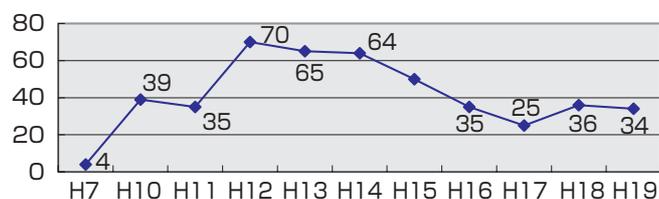
環境学習講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車ECOまなぶの貸出しなどにより学校や地域での環境学習の支援をしました。

また、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

(1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数：34クラブ
(平成19年12月31日現在)

高知県のこどもエコクラブ数の推移 (H19.12現在)



こどもエコクラブ交流会が平成20年1月5日に室戸市で開かれ、県内5クラブの児童と保護者20名の方が参加し、それぞれの活動を発表しました。

- 初月エコクラブ…生ゴミ堆肥を使用した「エコ農園」で野菜を栽培
- ぴーちくばーちく…牛乳パック等を使用し、飛行機などの模型を作成
- 野市小エコクラブ…温暖化防止のための緑のカーテンや間伐材を使用したリスの巣箱づくり



エコクラブ交流会の様子

(2) 環境学習講師派遣

平成19年度実績
講師派遣件数：45件（幼稚園：2 小学校：25
中学校：1 その他：17）
(平成19年12月31日現在)

(3) 移動環境学習車

ECOまなぶの貸し出し（1.5tガソリン車 普通免許で運転可）

無料で貸し出します。使用にかかる燃料は負担していただきますが、学校で使用される場合は燃料費も無料とします。



エコまなぶ写真

平成19年度貸出実績

ECOまなぶの貸出：21回

機材のみの貸出：64回

19年12月31日現在

(4) CO₂削減コンテストの実施

学校での省エネ活動を推進するため、電気・水道使用量の削減量をCO₂換算して削減割合を競いました。高岡郡津野町では、小中学校8校全校から応募があり、町を挙げての取組が行われました。

コンテストの対象時期：9月～12月（過去3年間の同月期の平均値と比較）

コンテストへの参加校：29校（小学校16校・中学校7校・高等学校6校）

（平成19年12月31日現在）

(5) 普及・啓発事業の主催

キャンドルナイト（※）を夏至と冬至に行うことや、打ち水効果大作戦、県庁正面玄関ロビーを活用したパネル展など、幅広い普及啓発事業の継続的な実施を検討しています。

※キャンドルナイトとは、電気を消すことによりゆったりとした時間をつくり、地球環境について考えたり、現代社会のライフスタイルについて見つめ直すイベントです。



県庁ロビー展の様子

(6) 講師養成講座

①「田んぼの生きものメッセンジャー」養成講座

目ではみえにくい環境の変化を伝えてくれる田んぼの生きものたちを観察することで、農業と生きものとの関係性や環境の変化などを社会や子ども達に伝えていく講師の養成を行いました。

参加者 19人



②ナチュラルエコクッキング指導者養成講座

増え続けるゴミや水質汚染、地球温暖化等の環境問題を食に対する意識の変化で改善できることを伝えていく講師の養成講座を行いました。

参加者 15人



エコクッキングの様子

例えば…「いのちに感謝！おいしく楽しいいのちまるごと“クッキング”」 食べ物は、根や葉、皮までまるごといただくことで“いのち”そのものを味わうことができます。ゴミも出ず、地場のものをいただくことで輸送エネルギーの削減にもなります。

地球温暖化防止活動推進センターの活動

(1) 高知県地球温暖化防止活動推進員

県では、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）を平成18年度に20名、平成19年度には21名委嘱しました。推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスやお手伝いをします。

地球温暖化防止活動推進センターでは、県から委嘱されている推進員の研修を行うなど活動をサポートしています。



推進員研修の様子

(2) 高知県省エネマイスターの誕生

高知県では、地球温暖化防止の有効な手段として省エネ家電の普及を図るため、「高知県省エネマイスター」の登録を行いました。

「省エネマイスター」とは、省エネ家電の知識を習得し、地球温暖化防止を全体的な視点から考えることができる方々です。特定非営利活動法人環境の杜こうちが環境省の委託を受けた「省エネ家電普及啓発モデル事業」の中で養成講座を行い、そこで誕生しました「省エネマイスター」を高知県が登録しました。



省エネマイスターのステッカー



登録証授与式の様子

(3) 家庭版コツコツ(CO₂削減)電気削減コンテストの実施

身近なエコで「CO₂削減」ということで、高知県内の家庭を対象に、電気使用量を前年同月と比較し、削減率を競いました。

約300名の申請があり、上位10名の方々が表彰されました。1位の方は67%削減されています。



削減方法の例

- ・ エアコンの使用を見直し、「アイスノン」で暑い夜を過ごす。
- ・ こまめに電気を消す。 など

(4) コツコツカツコツキャンペーン（温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業）の実施

「一村一品・知恵の環づくり」事業とは、全国各地での地球温暖化対策を掘り起こし、全国的な盛り上がりをつくろうと環境省が19年度から実施しています。県センターもキャンペーンを実施し、取組のコンテストを実施しました。

15団体から申請があり、県大会で各団体のプレゼンテーションが行われ、県代表が選出されました。

高知県代表

「高知大学同好会 こどもの森

環境劇を通じた温暖化対策の普及啓発」



(5) 省エネ住宅の普及啓発

住宅の新・改築時に“高知県の特色を活かした省エネの住まい”を普及する省エネ住宅アドバイザー養成講座を実施しました。

自分に合った土佐の家づくりや快適な住まい方などをパンフレットやイベントなどで普及啓発を図りました。

※住まい方の工夫のできる省エネの一例

①暑さの解消

- ・西面、南面の窓にカーテンやすだれ。
- ・エアコンの効率を良くするために扇風機を活用。

②寒さの解消

- ・厚手のカーテンや窓に断熱シートを貼る。
- ・窓の隙間に補修テープを貼る。

プチ省エネ対策

プチプチシート：窓ガラスにプチプチシートをはり、断熱効果を上げることができます。貼るときのコツは、凸面を窓の内側（室内側）ガラス面に貼ることです。冬暖かく、外からの目隠しにもなります。



プチプチシートの活用で断熱効果

(6) 地球温暖化防止フォーラムの開催

平成19年12月23日に「地球温暖化防止フォーラム」を開催し、海水面の上昇で水没危機のツバル諸島の事情などから地球温暖化を考える講演や、コツ（CO₂）コツ（CO₂）電気削減コンテストの表彰式などを行いました。



地球温暖化フォーラムの様子 参加者約120人

環境活動支援センターえこらぼ (高知県地球温暖化防止活動推進センター)

場所：ソーレ3階 (77.72㎡)

利用時間 (日曜日閉館)

月～土：9:00～20:00

TEL 088-802-2201

FAX 088-802-2205

E-mail center@ecolabo-kochi.jp

URL <http://ecolabo-kochi.jp>

**地球温暖化防止活動
推進員の活動**

(循環型社会推進課)

高知県では、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員(以下、推進員)を委嘱しています。推進員は自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化に関する行事などへの参加を通して、県民の皆さんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから温暖化防止活動に取り組めるようにアドバイスやお手伝いをします。

また、推進員は高知県地球温暖化防止活動推進センターが行う推進員研修を受講することで、温暖化に関する理解を深めるとともに、普及啓発の方法についても勉強しています。



温暖化防止活動推進員研修状況

**豊かな環境づくりの支援
(豊かな環境づくり総合支援事業)**

[30,066千円]

(循環型社会推進課)

【平成18年度の事業概要】

「高知県環境基本計画」の3つの基本理念

- 1 高知らしさあふれる環境の保全・創造
- 2 パートナーシップで築く循環型社会
- 3 地球環境保全の推進

に基づいて実施する次の事業で、環境の保全と創造に効果が認められるハード事業及びソフト事業を対象に「高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金」を交付しています。

- ①自然環境の保全と創造
- ②生活環境の保全
- ③文化的環境の保全と創造
- ④地球環境の保全の推進
- ⑤①～④に共通する施策の推進

[補助金交付先] 市町村等及びNPO

[補助率] 市町村等 補助対象経費の1/2以内
NPO 定額

[補助限度額] 市町村等 100千円以上～5,000千円まで
NPO 100千円超～2,000千円まで

年度	補助件数	補助金額(千円)
平成11年度	40	101,823
平成12年度	34	99,105
平成13年度	17	91,268
平成14年度	15	56,619
平成15年度	22	57,888
平成16年度	13	46,146
平成17年度	23	39,668
平成18年度	23	26,548

【平成19年度の事業概要】

循環型社会づくりビジョンの実現に向けて、市町村等(県内の市町村、一部事務組合など)が、県の環境政策と連携した取組(以下の5つの方向性)を県内で行うハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

[H19予算 12,555千円]
(循環型社会推進課)

- 1 自然環境を守る取組
- 2 ゴミ問題への取組
- 3 地球温暖化対策への取組
- 4 環境学習の推進
- 5 環境ビジネスの推進

[補助金交付先] 市町村等

[補助率] 市町村等 補助対象経費の1/2以内

[補助限度額] 市町村等 100千円以上～5,000千円まで

※H19から、NPOは補助対象ではありません。

H18採択事業

事業名	事業概要	事業実施者	事業費	
			総事業費	補助金額
老人ホーム等生ゴミ処理装置導入事業	いの町総合保健福祉センター内に排水型生ゴミ処理施設を設置し、センター内、特別養護老人ホーム、喫茶店、保育所等近隣施設から排出される食物残渣を微生物処理を実施。	いの町	2,719	1,359
安田川清流保全推進事業	安田川の水質環境等の現状を把握し、清流保全計画の策定に繋げていく。また、住民や関係団体等との連携・協力により安田川の自然を守る取組を進める。水質モニタリング調査、付着藻類調査、水生生物調査の実施。	安田町	3,240	1,620
香美市地球温暖化対策実行計画策定事業	地球温暖化対策実行計画策定事業では、香美市庁舎だけではなく、その他公共施設などで使用する電気・燃料などのエネルギー使用量から温室効果ガスの排出量を算定して送排出量を把握し、その削減目標や取組を決めた。	香美市	2,205	1,102
宿毛市「花街道みんなできれいにする事業」	市道等の草刈、清掃、花壇の設置、プランターの設置、花の種まき、苗の植栽、活動団体の表示団体の設置。	宿毛市	1,206	600
竜串湾オニヒトデ等駆除事業	ボランティアダイバーによるオニヒトデ・ヒメシロレイシガイダマシの駆除及び監視・観察・調査の実施。	土佐清水市	247	100
竜串湾サンゴ再生事業	竜串海中公園地区の岩礁上部へサンゴ移植・サンゴ上の泥土の除去・竜串の海中海底の清掃観察・ガンガゼ、ナガウニ等の駆除及びサンゴ再生・保護に付随する業務の実施。	土佐清水市	1,000	500
パートナーシップで築く環境自治体づくり研修会	環境首都コンテストの先進事例で取り上げられた自治体取材したDVDを視聴し、そのうち、小さな町で住民とのパートナーシップを実現した自治体担当者から事業内容や実施の家庭で気づいた点、課題と思った点や今後への展望などを発表し、環境NGOからはそれぞれの調査活動から自治体と住民とのテーマに沿ったセッションと参加者からの質問について討議した。	くらしをみつめる会	743	743
横浪半島生物総合調査事業	県立横浪自然公園において生物総合学術調査を実施し、得られた結果を平成19年3月に高知市内で開催予定の写真展において公表し、同公園に生息する生物について広く一般に紹介するとともに、同地域の今後の有効利用を検討する基礎資料の収集。	NPO法人四国自然科学研究センター	2,000	2,000
剣山山系から西部へツキノワグマの分布拡大予測と森林保全策の提案	剣山山系から西部にかけて連続して分布するツキノワグマの行動圏や季節的な環境を明らかにするために、捕獲個体に首輪発信機を装着し、行動追跡調査を実施。また、自動撮影装置を本種の通り道に設置し、生息個体を個体識別し、剣山以西における分布状況を把握する。その他、ツキノワグマの分布拡大予測を行い、森林保全策を検討。	NPO法人四国自然科学研究センター	2,455	2,000
森の拠点づくり推進事業	自然環境保全の学習・啓発活動の仕組みづくりの推進（環境啓発イベントの実施、エコツアーシステム、メニューづくり、受入体制の充実・強化）。自然・環境教育のフィールドづくりの推進（森の楽園周辺施設の整備、北山風の里公園関連施設の整備）。	津野町森の拠点づくり運営委員会	1,102	1,052
ハイブリッド街路灯整備事業	地球温暖化防止に向けて、H14に策定した「安芸市地域新エネルギービジョン」に基づく伊尾木地区における3箇所のハイブリッド街路灯（風力と太陽光発電）の設置を行い、併せて、自然エネルギーの教材として啓発の実施。	安芸市	3,076	1,538
かわうそのまちづくり事業	「すざき野外博物館」を年4回開催し、須崎市内の様々な生物の観察会や講座を実施するとともに、「いさもマップ」を作成し、環境学習の資料・教材に活用するもので、須崎市の豊かな自然環境の再生及び保全に対する意識啓発を実施。	須崎市	400	200
おおど地区憩いの水辺づくり事業	レッドデータブック種であるミナミヤンマが飛遊する事業実施予定地でその保護と育成を図るとともに、その他の水生昆虫の環境整備としてピオトープ池を整備を実施。	土佐清水市	1,000	500
EM活用環境づくり事業	市内3箇所において、有用微生物（EM菌）を活用した米のとぎ汁活性液及び、EMいぼしづくりの講習会を開催し、環境改善方法の普及啓発を実施。	土佐清水市	461	230
清水まるごと浦島太郎化大作戦	足摺岬、竜串、見残し、大岐浜、下ノ加江浜の美化清掃を行い、自然環境を清潔に保持してウミガメの保護や、市民や利用者による自然環境保全や美化推進の意識をもつよう啓発活動を実施。	土佐清水市	2,238	1,119
減びゆく野生生物展	高知県で絶滅の危機に瀕している動植物を写真、標本、映像、複製等で展示し、また高知県の自然環境や野生生物への脅威となる自然状況など解説を行うとともに、希少野生動植物保護条例の説明、啓発の実施。	減びゆく野生生物展実行委員会	715	715
マイハシ作り・講演会	マイハシ作り（箸と箸袋）と講演会（深刻化する森林破壊の現状と地球温暖化について）を開催し、森林の大切さ、日常生活の大量使い捨てというライフスタイルを転換など啓発の実施。	『みんなの未来』高知	301	280
舟入川ウォーキング	舟入川（物部川より取水された農業用水路）の現状、役割を知り、水の大切さを多くの一般住民に理解してもらい、その必要性を再認識してもらうため、舟入川沿線（8km）のウォーキング、及びイカダ下り等を実施。	舟入川ウォーキング実行委員会	652	428
日高菜の花エコプロジェクト啓発事業等	日高村内で廃食油を回収してせっけんや経由代替燃料にリサイクルするとともに、なぜそういったことが必要なのかを環境学習を通して広め、村民全体の環境意識を高めるため日高菜の花プロジェクト（啓発、整備、学習、栽培、菜の花祭り、講演会）を実施。	日高ニコ2エコ応援団	1,763	1,700
お菊の滝整備事業	播州皿屋敷（お菊伝説）のお菊が身投げしたといわれる滝壺再生や歩道整備を自然環境に配慮した工法などを用い整備し、あわせて播州皿屋敷の紙芝居や環境に配慮した歩道整備と土工技術などの継承を伝えていく活動を実施。	しまんと黒尊むら	2,062	1,945
島の美術館	大月町柏島において、柏島スライドショーとお話、島内散策撮影、作品作り、作品の思いのシェアなど行う。環境の大切さを写真を通して気付き、考えることで自然環境だけでなく、生活環境も含んだ環境への意識向上啓発を実施。	NPO法人黒潮実感センター	753	747
ため池の整備等	住民行政が一体となり、農地、林地等の資源を地域協働で整備し、森林機能の保全、増進を図る。約5ha区域内において、ため池の整備、作業・散策道の整備、ログ風休憩所の建築、混交林への誘導整備などを実施。	NPO法人窪川里山を守る会	2,430	2,000
平成18年度枝谷川護岸改修工事	自然環境の保全再生を図るため、水生生物などが生息しやすい環境に配慮した環境保全型工法による河川改修を行うとともに、次世代を担う学童に対して、本水路を活用した課外活動の実施のためのパンフレットを作成。	奈半利町	2,336	1,155
ロードキル発生防止策提案事業	高知市、土佐市等の8市町村において、野生動物交通事故発生状況調査を実施し情報収集・データベースを作成して、成果について講演会等で啓発。	NPO法人四国自然科学研究センター	628	627
四万十町登録有形文化財調査	町域において約25箇所の地域の個性的な建造物を国登録有形文化財候補物件として四万十町を経て国に登録申請し、四万十の自然景観の中での文化観光、見学、滞在型の交流拡大を図り、住民参加による四万十町の豊かな環境づくりを実践。	奥四万十の元気源流大正美人の会	1,888	1,505
バイオトイレの建設	当校は環境教育・エネルギー教育への取り組んでおり、生活環境の保全ならびに地球環境の保全の推進を進めており、バイオトイレを建設。学校のみならず広くPTAの環境活動や循環型社会を推進。	高知市立朝倉第二小学校PTA	924	500
ごみのない物部川をつくる	物部川上流下流において、ゴミ収集や草刈等の河川美化活動を流域住民や関係団体と実施するとともに、環境美化意識の啓発を行い、ごみのない物部川をつくる活動を展開。	ごみのない物部川をつくる連絡会	283	283
合計	23 件		38,827	26,548

企業と地域による「森の力」の再生に向けた取組 (循環型社会推進課)

環境先進企業との協働の森づくり事業

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) 吸収機能をはじめとした、様々な「力」を持っていますが、現在は木材価格の下落などから手入れが行き届かなくなり、その機能を十分に発揮できない状況になっています。

「環境先進企業との協働の森づくり事業」は、環境問題に積極的に取り組んでいる企業と地域とが協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取り組みを行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林 (人工林) の再生を進めようとするものです。

企業等から提供のあった協賛金を活用し、協定の対象となった森林 (協定森林) の手入れ (主に間伐) を進めるとともに、協定森林を活用して、企業と地域との交流を行ったり、企業の社員による体験型の環境研修の実施などを進めます。

【CO₂吸収証書の発行】

協定森林において吸収する二酸化炭素量を京都議定書に準じて算定し、「CO₂吸収証書」を発行しました。

平成19年度実績 3件



「環境先進企業との協働の森づくり事業」の仕組み



Collaborative Forest Restoration with Environmentally Progressive Companies.

「森の力」ロゴマーク



『パートナーズ協定』締結一覧表(H20.2月末現在)

NO	森の名前	企業・団体名	所在地	協定期間
1	いの町・三井協働の森	三井物産株式会社	いの町	3年(H18.5.23～)
2	たっすいがは、いかん!の森	麒麟ビール株式会社	四万十町	3年(H18.5.24～)
3	やなせ水源の森	電源開発株式会社	馬路村	5年(H18.7.25～)
4	四万十 よんでんの森	四国電力株式会社	四万十町	5年(H18.9.8～)
5	私の青空 高知龍馬空港・梶原の森	全日本空輸株式会社(ANA)	梶原町	3年(H18.10.19～)
6	“もったいない”未来に夢をつなぐ森	矢崎総業株式会社	梶原町	5年(H18.10.24～)
7	JTの森奈半利 ～サンゴを守る森～	日本たばこ産業株式会社(JT)	奈半利町	5年(H18.11.1～)
8	いの町 太陽が育む森	太陽石油株式会社	いの町	3年(H18.11.9～)
9	損保ジャパン・いきいき共生の森	株式会社損害保険ジャパン	馬路村	3年(H19.1.24～)
10	トヨタ車体グループの森	トヨタ車体株式会社	南国市	3年(H19.2.9～)
11	コープ自然派の森	生活協同組合連合会コープ自然派事業連合	土佐町	3年(H19.2.14～)
12	未来を鏡に～四銀絆の森	株式会社四国銀行	高知市	10年(H19.3.15～)
13	ルネサスの森	株式会社ルネサステクノロジ高知事業所	香美市	5年(H19.3.26～)
14	住友大阪セメント～須崎 未来を拓く森	住友大阪セメント株式会社	須崎市	5年(H19.4.20～)
15	高知トヨペットの森	高知トヨペット株式会社	土佐市	3年(H19.5.7～)
16	Kawasaki-仁淀川学びの森	川崎重工業株式会社 カワサキプラントシステムズ株式会社	仁淀川町	3年(H19.5.18～)
17	三菱UFJ信託・「想い」をつなぐ森	三菱UFJ信託銀行株式会社	大豊町	3年(H19.6.14～)
18	コクヨ-四万十 結の森	コクヨ株式会社	四万十町	9年(H19.7.23～)
19	日本興亜・畑山の森林	日本興亜おもいやり倶楽部 (日本興亜損害保険株式会社)	安芸市	3年(H19.8.6～)
20	「富士通グループ・中土佐 黒潮の森」	富士通グループ (富士通株式会社、株式会社富士通四国システムズ、株式会社富士通四国インフォテック、株式会社富士通エフサス)	中土佐町	3年(H19.10.22～)
21	「モア・トゥリーズの森」	有限責任中間法人 more trees (坂本龍一理事他)	梶原町	3年(H19.11.30～)
22	「FORESTYO」	一青 竊	中土佐町	3年(H19.12.3～)
23	「四万十ハートの森」	株式会社ハート	四万十町	3年(H20.1.24～)
24	「日本道路の森」	日本道路株式会社	梶原町	3年(H20.2.13～)

**県産材利用推進に向けた
行動計画への取組**

(木材産業課)

実施した取組

高知県産の木材を公共建築施設や公共土木工事に、積極的に利用するために、県有施設は原則、木造とするなどの「県産材利用推進方針」を平成16年10月に策定し、それに基づき県の率先行動計画である「県産材利用推進に向けた行動計画」を平成17年4月に定めました。

県発注の公共土木工事で木材使用量を県全体で、年間5,550m³とするなど具体的な数値目標を掲げ、知事をトップとする県産材利用推進本部において進捗管理を行いながら平成17年度から平成21年度までの5年間、取り組むこととしています。

【平成18年度取組】

○ 公共建築施設の木造化

県有施設（目標100%）

H18実績：8件中→6件木造化

達成率75%

○ 公共土木工事への木材利用

県発注工事（目標5,550m³）H18実績：5,067m³

達成率91.3%

実施しようとする取組

今年度も引き続き、「県産材利用推進に向けた行動計画」に掲げる目標値の達成に向けて、地域ごとに発足している地域推進会議等を通じて、県出先機関及び市町村が発注する公共土木工事等の木材利用の推進をはじめ、民間への木材利用を推進するための、情報収集や民間事業者が整備する公共的施設等の木造化を要請するなどの取組を行っていきます。



県産木材で整備されたJR高知駅舎の大屋根（くじらドーム）



木製車道橋（梶原町）

環境影響評価制度

[213千円]
(循環型社会推進課)

【環境影響評価（環境アセスメント）制度とは】

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

【国・県の制度の状況と運用】

環境影響評価法が平成11年6月に、また、県では平成11年10月に環境影響評価条例を施行し、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続きが実施されています。

環境影響評価法に基づき手続きを実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき手続きを実施した開発事業を表2に示します。

表1 【環境影響評価法に基づく
環境アセスメント実施状況】

事業の名称	太平洋セメント土佐工場発電所 3号発電設備建設
建設地	高知市孕西町
事業者名	太平洋セメント(株)
規模等	火力発電所 出力167,000kw
方法書受理年月日	H11.8.30
準備書受理年月日	H13.12.12
評価書受理年月日	H14.12.18

表2 【高知県環境影響評価条例に基づく
環境アセスメント実施状況】

事業の名称	一般国道493号 東洋北川線	都市計画道路 窪川佐賀線
建設地	東洋町～北川村	窪川町 (現四万十町) } 佐賀町 (現黒潮町)
事業者名	高知県	国土交通省 ※アセス主体は 高知県 (都市計画決定権者)
規模等	地域高規模道路 4車線約7km	一般国道 自動車専用道路 2車線約17km
方法書受理年月日	H12.6.29	H12.10.23
準備書受理年月日		H15.12.11
評価書受理年月日		H16.11.2

用語解説

方法書

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画

準備書

方法書に元づき、調査・予測・評価した結果

評価書

準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.jp/~junkan/assess/assesstop.html>

また、表3に同条例の対象事業一覧表を示します。

表3 【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
①道路	一般国道、県道、市町村 // 林道 農道	4車線・10km以上 — 幅員6.5m・20km以上 —	4車線・5km以上10km未満 2車線・10km以上(特別地域) 幅員6.5m・10km以上20km未満 2車線・10km以上(特別地域)
②河川	ダム 堰 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 土地改良面積100ha以上	貯水面積50ha以上100ha未満 湛水面積50ha以上100ha未満 土地改良面積50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道 軌道	長さ10km以上 長さ10km以上	長さ5km以上10km未満 長さ5km以上10km未満
④飛行機		滑走路長2500m以上	滑走路長1250m以上2500m未満
⑤発電所	水力発電所 火力発電所(地熱以外)	出力3万kw以上 出力15万kw以上	出力1.5万kw以上3万kw未満 出力7.5万kw以上15万kw未満
⑥廃棄物 処理施設	最終処分場 一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設 し尿処理施設	面積30ha以上 処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上 処理能力100kl/日以上	面積15ha以上30ha未満 — — —
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積25ha以上50ha以下
⑧下水道終末処理場		計画排水量2万km ³ /日以上	—
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		最大排ガス量4万Nm ³ /時以上 又は平均排水量1万m ³ /日以上	—
⑩畜産施設	豚舎 牛舎	飼育頭数5000頭以上 飼育頭数500頭以上	— —
⑪土又は岩石の採取		面積50ha以上	—
⑫土地区画整理事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑬流通業務団地造事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑭宅地の造成 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑮レクリエーション施設 ※		面積50ha以上	—
⑯複合開発事業(上記※のものを 併せて複合実施するもの)		各事業の面積比の合計が 1以上のもの	面積の合計50ha以上
⑰港湾計画		埋立・掘込み面積150ha以上	

〈注1〉 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続きを行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続きが必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

〈注2〉 「特別地域」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

高知県庁での取組

高知県環境保全 率先行動計画の推進

(循環型社会推進課)

県庁では、その活動の環境に対する影響が大きいことや県民・事業者・市町村に対しても自主的・積極的な行動を求めるためにも、自らが事業者・消費者として、物品の購入、庁舎の維持・管理、その他の行政事務の執行に際し、率先して環境保全に関する取組を進める必要があります。

このため、平成10年7月に「高知県環境保全率先行動計画」を策定し、自らが地域における事業者・消費者として、毎日の仕事を進める中で環境保全に取り組んでいます。

【出先機関等（県立病院・警察除く）での取組状況】

項目	平成14年度 (基準年)	平成18年度 (対14年度比)	平成19年度末 における目標 (対14年度比)
電気使用量 (kwh)	31,979,184	30,590,149 (95.7%)	91%以下
水使用量 (m³)	690,464	712,221 (100.3%)	100%以下
コピー用紙購入量 (A4換算枚数)	47,009,084	50,997,056 (108.5%)	89%以下
ガソリン (リットル)	516,875	488,716 14.2	公用車の燃費 12.5km/L以上
LPガス (m³)	83,492	74,306 (89.0%)	100%以下
灯油 (リットル)	593,430	433,680 (73.1%)	100%以下
A重油 (リットル)	966,514	571,430 (59.1%)	100%以下
温室効果ガス 総排出量(トン) (二酸化炭素換算)	19,094.2 (平成10年度) 実績	17,488.0 (91.4%) (対10年度比)	基準年 (平成10年度) の94%以下

注) …温室効果ガス総排出量は、平成18年3月に改正された新しい排出係数及び算出方法に基づき算出しています。

県庁《本庁舎・西庁舎・北庁舎》

のエコオフィス活動 (循環型社会推進課) (管財課)

本庁舎・西庁舎・北庁舎については、「エコオフィス活動」と「環境に影響を及ぼす庁舎設備の管理運用」を対象とした環境マネジメントシステムを用いて、高知県環境保全率先行動計画に取り組んでいます。

平成12年2月にISO14001の認証を取得し運用をしてきましたが、これまでの経験をもとに県独自の新マネジメントシステムを構築することとし、平成19年3月末で認証登録を終了しました。

平成19年度については、従来のシステムの運用を継続しながら新システムの構築に取り組み、平成20年4月に移行する予定です。

～ 環境マネジメントシステム ～

環境マネジメントシステムとは、企業や自治体などが「環境」に対する経営方針や事業方針を組織的・計画的に実行し、その成果を見直して継続的に改善していく「管理技術の仕組み」のことです。

この目的は、事業の活動、サービス等から生じる環境負荷や環境リスクを軽減することです。

～ エコオフィス活動 ～

エコオフィス活動とは、事業所内で行う業務が環境に与える影響を低減していこうとする取組で、具体的には、電気使用量の削減・節水の促進・用紙類の使用量の削減・環境負荷の少ない製品や原材料の購入の促進・職員への環境に関する研修の実施などの取組です。

【ISO対象職場での取組状況】

項目	平成16年度 (基準年)	平成18年度 (対16年度比)	平成19年度末 における目標 (対16年度比)
電気使用量(kwh)	4,099,034	3,805,807 (92.8%)	96%以下
水使用量(m³)	27,013	26,370 (97.6%)	100%以下
コピー用紙購入量 (A4換算枚数)	30,693,575	30,670,450 (99.9%)	95%以下
ガソリン(リットル)	117,677	128,657.4 13.2km/L	公用車の燃費 12.5km/L以上
都市ガス(m³)	321,028	266,159 (82.9%)	100% 以下
温室効果ガス 総排出量(トン) (二酸化炭素換算)	3,953.4 (10年度実績)	2,933.6 (74.2%) (対10年度比)	(ISO14001 では目標 設定なし)

注) …温室効果ガス総排出量は、平成18年3月に改正された新しい排出係数及び算出方法に基づき算出しています。

本庁舎の雨水利用システム (管財課)

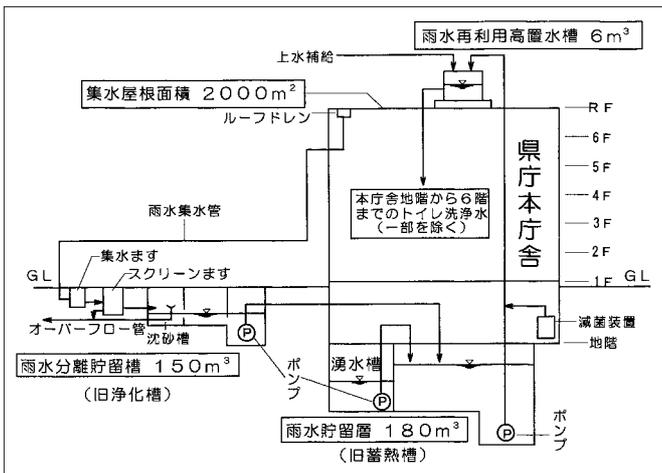
平成13年2月15日から本庁舎屋上(約2,000㎡)に降った雨を雨桶を使って集水し、地下貯留槽に貯水しています。県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上に新設した雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎に21カ所あるトイレに配水し洗浄水として利用しています。

地下貯留槽として、使われなくなった旧蓄熱槽や、旧浄化槽と配管などの遊休施設を活用しています。このため事業費も約1,500万円と安価に抑えることができました。

平成19年度実績で約9,000トンだったトイレ洗浄水の約70%を雨水等でまかない年間220万円程度の節減になっています。



雨水再利用高架水槽(本庁舎屋上)



雨水利用装置の概要、「庁舎設置略図」

県庁の環境マネジメントシステムの見直しについて [350千円] (循環型社会推進課)

見直しの主旨について

温室効果ガスの削減は、国をあげて取り組んでおり、高知県組織においても全体で緊急的に有効な温室効果ガス削減対策へ向けた仕組みづくりが必要になっています。

高知県庁では、これまで本庁舎・西庁舎・北庁舎でISO14001を平成12年に認証取得し、エコオフィス活動を展開してきましたが、前述の理由等により、平成19年度において、地球温暖化対策を目指した新しい環境マネジメントシステム(独自システム)の構築を検討し、平成20年度より取り組みます。

高知県庁環境マネジメントシステムの概要

システムの4つの特徴



このシステムの目的は、高知県庁のオフィス活動から発生する二酸化炭素等の**温室効果ガスの削減**を行うために、組織的に省エネ等に取り組み、地球温暖化対策を行います。



本庁舎、西庁舎、北庁舎及び出先機関の各庁舎、県立学校、県立病院(警察除く)など、**各庁舎単位でCO2削減**の目標値を掲げて、CO2削減に取り組みます。**(全体目標-10%)**



庁舎のエコオフィス活動の促進のため、エネルギー専門家等のアドバイスが受けられる「**省エネサポート制度**」や「**環境学習用の資料提供**」等で取組をバックアップします。



エネルギーやCO2等のデータ管理と庁舎内コミュニケーションの機能を一体とした情報共有ツール(**コソコソニュースとエコグラフ**)を活用して情報共有を促進します。

グリーン購入の推進

(循環型社会推進課)

○取組内容

県庁（県立病院・警察除く）では、平成13年4月1日から「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、毎年グリーン購入実施計画を策定し、重点調達品目及び調達目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。

具体的な取組（平成19年度）は、国が特定調達品目として設定している222品目の他に高知県独自の10品目を加え、18分野232品目を調達する際に、判断基準に適合したものを優先的に選択して調達するようにしています。

高知県グリーン購入基本方針（要旨）

〈目的〉

- ・ 県の業務活動から生じる環境負荷の低減
- ・ 県民、事業者等におけるグリーン購入の喚起
- ・ 環境物品等への需要の転換促進

〈基本原則〉

- ・ 調達総量の削減
- ・ 必要のない機能、利便性の排除
- ・ ライフサイクル全体について考慮したものを選択
- ・ 在庫管理の徹底

〈実績の把握、公表〉

- ・ 四半期ごとに調達実績を集計し、ホームページ等を通じて公表する

【平成19年度重点調達品目数及び適合環境物品等調達目標】

分野	重点調達品目数	適合環境物品等調達目標
1 紙類	8	100%
2 文具類	80	100%
3 事務用備品	10	100%
4 OA機器	17	100%
5 家電製品	5	100%
6 エアコンディショナー等	3	100%
7 温水機器等	4	100%
8 照明	3	100%
9 自動車等	5	判断基準に適合する自動車や機器の調達に努める
10 消火器	1	100%
11 制服・作業服・作業用手袋	3	100%
12 インテリア・寝装寝具	10	100%
13 その他繊維製品	3	100%
14 設備	7	判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める
15 公共工事	58	判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める
16 役務	9	判断基準に適合する役務の調達に努める（ただし、印刷については100%）
17 農作物	4	判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める
18 その他	2	

【高知県独自の重点調達品目（10品目）】

分野	高知県独自の重点調達品目
2 文具類	名刺
13 設備	木質ペレットストーブ・木質ペレットボイラー
15 公共工事	FSC製品
16 農産物	野菜、果物、茶、米
17 その他	「高知エコ産業大賞」の各賞を受賞した製品やサービス 「高知県リサイクル製品等認定制度」において認定されたりサイクル製品（認定期間中のものに限る）

【県が重点的にグリーン購入を調達する際に判断する主な基準について】

分野	判断する主な基準
紙類、役務（納入印刷物）	古紙配合率、白色度、塗工量
文具類、事務用備品	再生材料（再生プラスチック、間伐材等）の使用
OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水機器等、照明	エネルギー消費効率（省エネルギー）
自動車	排出ガス、燃費
制服・作業服・作業用手袋、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品	ペットボトル再生樹脂の使用
農産物	「高知県無農薬・減農薬農産物認証」 「こうち農業ISO14001協定制度」
その他	「高知エコ産業大賞」の各賞の受賞 「高知県リサイクル製品等認定制度」での認定

○平成18年度（18年4月から19年3月）の取組結果

重点調達品目のうち、本庁の総務事務センター単価契約で調達するコピー用紙及び文具類は、全て適合品が調達できています。また、県庁（病院・警察除く）で集計をしているものの調達率は、全体で99.8%となっています。（下表は総務事務センター単価契約分を含んでいます。）

【部局別のグリーン購入調達割合】

	①総調達数	②適合環境物品 調達数	適合環境物品 調達率(②/① *100%)
県議会事務局	578,825	578,801	100.00
総務部	5,336,555	5,279,862	98.94
企画振興部	6,928,975	6,906,158	99.67
健康福祉部	8,768,686	8,717,774	99.42
文化環境部	1,636,800	1,634,341	99.85
商工労働部	3,012,176	3,011,743	99.99
農林水産部	7,930,193	7,929,337	99.99
森林局	1,323,808	1,323,314	99.96
海洋局	34,126	33,724	98.82
土木部	9,884,915	9,882,753	99.98
港湾空港局	42,619	42,481	99.68
出納局	375,806	375,803	100.00
企業局	336,168	329,426	97.99
病院局	109,026	109,005	99.98
教育委員会	33,998,580	33,992,693	99.98
監査委員会	146,059	146,013	99.97
人事委員会	201,505	200,997	99.75
労働委員会	23,347	23,342	99.98
計	80,668,169	80,517,567	99.81

(小数点3位以下四捨五入)

【分野ごとのグリーン購入調達割合】

	①総調達数	②適合環境物品 調達数	適合環境物品 調達率(②/① *100%)
紙類	79,229,116	79,080,385	99.82
文具類	1,391,454	1,381,264	99.27
事務用品	3,547	3,522	99.30
OA機器	17,785	17,243	96.90
家電製品	37	37	100.00
LEDライト等	50	49	98.00
温水器等	15	15	100.00
照明	8,708	8,628	99.08
消火器	269	268	99.63
製紙・作業服・作業用手袋	4,516	3,530	78.17
インテリア・家具器具	1,064	1,089	99.54
その他の調製品	112	111	99.11
役務(印刷)	11,456	11,426	99.74
計	80,668,169	80,517,567	99.81

(小数点3位以下四捨五入)

【調達数により把握するものの調達結果】

分野	調達数
自動車	20
2サイクルエンジン油	3
一般公用車用タイヤ	72
自動車整備	17
庁舎管理	25
清掃	31
認定リサイクル製品	1

用語解説

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

文化環境評価システム (循環型社会推進課)

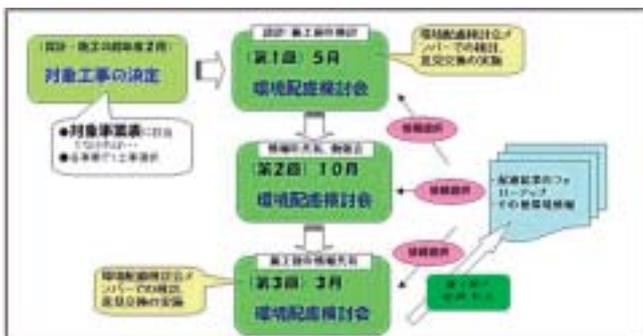
【概要】

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全庁的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、県が行う公共事業等のハード事業の全事業種別となっていますが、事業費が一定規模以上の対象工事について、平成17年度までは自己評価でしたが平成18年度からは工事発注前に検討会を行い、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において検討が必要と思われる項目をとりあげ、その項目等について検討を行い、工事後はできた環境配慮について情報発信・情報共有しています。

【システムフロー】



【配慮方針とは】

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「共通配慮事項」と、事業種別ごとに異なる「個別配慮事項」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3～13の項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では、「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事が環境へ影響することについて検討します。



詳しくは、循環型社会推進課のホームページを参照願います。

【配慮の状況】

平成11年度から18年度までの8ヶ年で合計720件(平成18年度は23件)の工事を評価してきました。

配慮できなかった理由としては、予算制約、住民の意向のほか、防災面、安全面や経済性の優先などがありました。

【平成18年度の具体的な配慮例】

平成18年度の事業(工事)で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

(砂防事業) 西ノ川通常砂防工事

スリット型の砂防堰堤を施工し、スリット部通水部分の底面処理について、河道内に堆積している自然石を利用し高低差の緩和及び流速の減勢を図り魚類や水中生物の移動経路の確保をしました。



【全景】



落差部分をスロープ状にし、現地石を配置(写真上)



砂防ダム上下流で確認された「ツガニ」(左)と「手長エビ」

(ほ場整備事業)

東又東部地区経営体育成基盤整備弘見工区その2工事

ほ場整備による用排水路施工により、生物の水路への落ち込み等が考えられ、そのため、水路へ落下したカエル・ヘビ等が水路から脱出できるように、這い上がり施設を施工し移動経路を確保しました。(近隣小学生参加の水生生物の保全も実施しました。)



用水路の這上施設



「ドジョウ救出作戦」の様子

(漁港整備事業) 佐賀漁港広域水産物供給基盤整備工事

突堤設置において、港内水質変化による畜養水面等への影響を最小限にとどめ、藻場形成機能を有する自然調和型の構造を採用することにより、新たな生物生息場の創出が可能となり、沿岸域における生物多様性環境の創造を目指しました。施工前に海中調査を行った結果、一部の既設被覆ブロック上にサンゴ等の生息が確認されたため、撤去・水中仮置、元位置への復旧を行い、サンゴ等の保護に努めました。



復旧後の被覆ブロック



ケーソン内排水状況

基礎捨石は洗浄した汚れの少ないものを使用し、また、中詰砂は投入前にケーソン内水の排水を行い、濁水の発生・流出の低減に努めました。



佐賀漁港内の藻・サンゴの状況 (H18調査)

【平成19年度の取組】

平成19年度は、以下の全20工事を対象として環境配慮を進めています。

■一般道路事業	4	■河川事業	1
■砂防事業	3	■都市公園事業	1
■住宅建築関係事業	1	■海岸整備事業	1
■港湾建設事業	1	■漁港整備事業	2
■林道整備事業	2	■治山事業	1
■ほ場整備事業	1	■農道整備事業	1
■用排水施設整備事業	1	計	20

それぞれの工事において、予算的な制約はありますが、今後さらに職員による文化・環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めていきます。

文化環境アドバイザー制度 (文化環境企画課)

○概要

高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するため、県等が公共事業等を行う際に、各分野の専門家からアドバイスを受けることのできる文化環境アドバイザー制度を、平成7年度から実施しています。

○アドバイザー

まちづくり（景観・建築）、自然・環境、デザインの各分野の専門家 23名

○アドバイス実績

平成16年度	14件
平成17年度	7件
平成18年度	6件

文化環境功労者表彰制度 (文化環境企画課)

○概要

県では、文化の振興、環境の保全及び県民生活の向上に功績のあった個人や団体を対象として、平成8年度から文化環境功労者表彰を実施しています。

○表彰分野

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化芸術の振興及び国際交流に尽くしたもの。
- ②自然環境の保護、廃棄物の処理、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの。
- ③消費生活、安全安心まちづくり、社会貢献活動、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの。

○平成18年度受賞者 (団体)

芸術文化 文化財	田辺 寿男
文化財	山本 武雄、酒井 明
自然保護 文化財	中山 紘一
自然保護	岡田 光男
国際交流	高知SGG善意通訳クラブ、 特定非営利活動法人アジア文化交流会

○平成19年度受賞者 (団体)

芸術文化	野中 秀偉、岡本 倫枝
文化財の保護 自然環境の保護	大脇 保彦、入交 幸三
国際交流	吉川 浩史、 高知市立高知商業高等学校生徒会